



佐賀県公報

平成17年
8月5日
(金曜日)
第 12639号

○告示

●佐賀県告示第四百二十一号

○計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成十七年八月五日

佐賀県知事 古川 康

- 特定計量器の定期検査
- 都市計画事業変更の認可
- 佐賀県情報公開条例第二十四条第一項に規定する実施機関が定めるもの
- 佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの
- 佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 農地保有合理化事業規程の変更承認
- 玄海町菅田代地区土地改良事業施行同意
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定
- " " "

- 公 告
- (県民協働課) 二
- (農産課) 三
- (農地整備課) 三
- (建築住宅課) 三
- (") 三

検査区域	対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
東脊振村	非自動はかり、 分銅及びおもり	平成一七年 一〇月六日(木)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	東脊振村役場
三田川町	"	平成一七年 一〇月六日(木)	一〇・三〇から 一五・三〇まで	合三田川支所
脊振村	"	平成一七年 一〇月七日(金)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	神埼郡農業協同組 合三田川支所
神埼町	"	平成一七年 一〇月七日(金)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	神埼郡農業協同組 合三田川支所
千代田町	"	平成一七年 一〇月一二日(火)	一〇・〇〇から 一五・〇〇まで	神埼郡農業協同組 合仁比山支所
	"	平成一七年 一〇月一二日(水)	一〇・〇〇から 一五・〇〇まで	神埼町役場
	"	平成一七年 一〇月一二日(火)	一〇・〇〇から 一五・〇〇まで	千代田町役場

●佐賀県告示第四百二十二号

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年八月五日

佐賀県知事 古川 康

- 佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの
- 佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの
- 佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの
- 佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの

(告示四) 四

一 施行者の名称

多久市
二 都市計画事業の種類及び名称
多久都市計画下水道事業 多久市公共下水道

三 事業施行期間
平成十年八月二十六日から

平成二十五年三月三十一日まで

平成十七年八月五日

四 事業地

收取用の部分
変更なし

使用の部分 平成十年佐賀県告示第四百七十号及び平成十四年佐賀県告示

第二十四号の事業地に多久市北多久町大字多久原及び大字小侍
並びに南多久町大字下多久及び大字長尾を加える。

●佐賀県告示第四百一十三号

佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第二十四条第一項

に規定する県が出資金、基本金、補助金その他これらに準ずるものに出資して
いる法人等であつて実施機関が定めるものは、次のとおりとする。
なお、佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの
（平成十四年佐賀県告示第百五十八号）は、廃止する。

平成十七年八月五日

佐賀県知事 古川 康

一 県が出資金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資して
いる法人

二 県の庁舎内において実施機関の職員がその主たる事務を行つてゐる法人その他の団体のうち、当該団体に対する同一年度内における県の補助金、委託料等の総額が百万円以上で、当該団体の総収入の四分の一以上を占めるもの

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年9月21日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年8月5日

佐賀県知事 古川 康

一 県が出資金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資して
いる法人

二 県の庁舎内において実施機関の職員がその主たる事務を行つてゐる法人その他の団体のうち、当該団体に対する同一年度内における県の補助金、委託料等の総額が百万円以上で、当該団体の総収入の四分の一以上を占めるもの

- (1) 名称 特定非営利活動法人臥龍塾
- (2) 代表者の氏名 山崎 誠

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県武雄市武雄町大字昭和24番地29 3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、武雄市内外における地域経済の活性化を図ることを目的とし、企業や個人事業者または起業を目指す者達の交流の場を提供すること及びまちづくり活動に関するサポートや政策提言などを行う。その他人材育成、各種相談・調査、研究開発、情報収集・発信・交流・スポーツの振興等に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8

条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成17年8月5日

佐賀県知事 古川 康

農地保有合理化事業を行いう者の名称及び住所 さが東部農業協同組合 三養基郡みやき町大字 原古賀5473番地1	事業規程の変更承認に係る農地保有合理化事業の種類 農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）	事業規程の変更内容 事業実施区域名の変更 平成17年7月29日	変更の承認年月日 平成17年7月27日	指定期間 5 10912番10	幅員 (メートル) 5.02	延長 (メートル) 34.50
---	--	---------------------------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年8月5日

佐賀県知事 古川 康

唐津市農業協同組合 唐津市栄町2569番地1	農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）及び研修等事業（法第4条第2項第4号に規定する事業）	事業実施区域名の変更 追加 〃	指定期間 6 鹿島市浜町字小原甲3266番4	幅員 (メートル) 4.00～5.89	延長 (メートル) 34.92
---------------------------	--	-----------------------	------------------------------	---------------------------	-----------------------

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

法第10条第1項の規定により、平成17年7月29日玄海町営土地改良事業（基盤整備促進 農道）田代地区の施行に同意した。

平成17年8月5日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年8月5日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同

○ 教育委員会事項

● 佐賀県教育委員会告示第七号

佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第二十四条第一項に規定する県が出資金、基本金、補助金その他これらに準ずるものをお資している法人等であつて実施機関が定めるものは、次のとおりとする。

なお、佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県教育委員会告示第四号）は、廃止する。

平成十七年八月五日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

一 県が出資金、基本金その他これらに準ずるものをお資している法人

二 県の庁舎内において実施機関の職員がその主たる事務を行つてている法人その他他の団体のうち、当該団体に対する同一年度内における県の補助金、委託料等の総額が百万円以上で、当該団体の総収入の四分の一以上を占めるもの

● 佐賀県教育委員会告示第八号

佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十七号）第四十一条第一項に規定する県が出資金、基本金、補助金その他これらに準ずるものをお資している法人等であつて実施機関が定めるものは、次のとおりとする。

なお、佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県教育委員会告示五号）は、廃止する。

平成十七年八月五日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

一 県が出資金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資して

いる法人

二 県の庁舎内において実施機関の職員がその主たる事務を行つていている法人その他他の団体のうち、当該団体に対する同一年度内における県の補助金、委託料等の総額が百万円以上で、当該団体の総収入の四分の一以上を占めるもの

● 佐賀県公安委員会告示第四号

佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第二十四条第一項に規定する県が出資金、基本金、補助金その他これらに準ずるものをお資している法人等であつて実施機関が定めるものは、次のとおりとする。

なお、佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの（平成十四年佐賀県公安委員会告示第一号）は、廃止する。

平成十七年八月五日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南治子

一 県が出資金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資している法人

二 県の庁舎内において実施機関の職員がその主たる事務を行つていている法人その他他の団体のうち、当該団体に対する同一年度内における県の補助金、委託料等の総額が百万円以上で、当該団体の総収入の四分の一以上を占めるもの